

令和3年4月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令 和 3 年 4 月 27 日 午後 1 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
<p>○ 1 番 野中 孝 ○ 2 番 瀬川 靖典 ○ 3 番 佐次川 茂</p> <p>○ 4 番 益本 徳市 ☒ 5 番 松永 敬資 ○ 6 番 松本 堅一</p> <p>○ 7 番 武部 文男 ○ 8 番 太田 重敏 ○ 9 番 梶山 達男</p> <p>○ 10番 崎村 康子 ○ 11番 大石 恵子 ○ 12番 久保 繁徳</p> <p>○ 13番 松永 勝也 ○ 14番 高田 良彦 ○ 15番 田中 康</p> <p>○ 16番 松本 由美子 ☒ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂</p> <p>○ 19番 伊藤 薫</p>		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
<p>○ 山下 勝美 ○ 大久保 耕次 ○ 岩木 保徳 ○ 山口 康明 ○ 増山 新太郎</p> <p>○ 末永 勇 ○ 鈴立 企一 ○ 百枝 純治 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘</p> <p>○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信 ○ 北川 廣海</p> <p>○ 瀬川 伸清</p>		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	副主任 前川 祐樹	係 長 有浦 豊久
7. 議 長	伊 藤 薫	
8. 議事録署名委員の指名		
3 番 佐次川 茂	4 番 益本 徳市	

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、4月の農業委員会総会を開会いたします。本日は、農業委員5番の松永敬資委員、17番の柿山亨委員、推進委員5番の濱崎稔委員、同じく18番の松永覚二委員から欠席の届出ができおまして、9番の百枝純治委員からは遅刻の届出がっております。

農業委員会等に関する法律にございまして、その中で農業委員会の総会は農業委員の過半数が出席しないと開くことができないという規定がございます。今出席していただいている方につきましては、過半数以上いらっしゃいますので、定足数を満たしておりますので、会が成立しておりますことを報告いたします。今回の改選で委員さんの約半数、20の方が代わっていらっしゃいます。今回の付議事項につきましては、一番最初の審議ということになりますので、説明を行ったうえで、例えば農地法であれば、農地法3条の許可の基準というのがあります。取得しようとする農地を正しく作られるか、若しくはそれに必要な農業従事日数がどのくらいあるか、とかですね。あとは農地の下限面積をクリアしているかなどの基準がございます。農地法5条でいいましたら、転用案件がございまして、今回2件ございます。その中で、農地法の転用につきましては、立地基準というのと一般基準というものがございまして。立地基準は、その農地が本当に転用できる農地か、一般基準というのはその農地を転用することによって周辺の農地に影響を与えないか。若しくは転用許可を出した後に確実にその転用許可を出すまで、例えば建物とか駐車場に間違いなく転用することが確実に認められるかというのがですね、審査していくことになります。今回、審議、議案の前にですね、その基準等を説明した上で、審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは伊藤会長のご挨拶をいただいて総会に入りたいと思います。

会長

お疲れ様です。私の方から、まずコロナ関係についておつなぎをしておきます。最近、松浦市で5例目が、5人目の患者がでましたが、これもまた市外に向いてですね、飲酒によって発症したものでございます。これから大型連休がやってきますが、なるべく県外に出ないように、またどうしても出かける必要がある場合は、十分気を付けて出かけるようお願いいたします。ワクチンについては現在、松浦市に届いてるワクチンが一箱、市長は二箱って言うんですけども、今日、係に聞いたら一箱着いてるそうです。それで、今週中にあと二箱で計三箱になると思います。それで一箱にですね、195本が入っていて、ご承知のとおり1本で5回から6回で、約95かける5で千回分になると思いますけども千回分が三箱きてるということで、それで千回の3で3千回分ですけども、一人2回接種ということですね、今のところ1500人分が用意されているということになります。それで、まず優先的にですね、医療機関の入院者とそれから高齢者施設の入所者、それからそこで働く施設の従事者、この方々を優先的に実施をするということが決まっております。それで、一般者にはですね、大型連休明けにですね、通知を出すということになっていると聞いております。一日も早いコロナの収束を願うばかりでございます。コロナ関係については以上で、次にですね、今、局長の方からもございましたけども改選後初めての定例農業委員会になりますので、今回半分以上はですね新しく農業委員、推

進委員になられた方が交代されております。そこで、議事に入ります前に少しだけ時間をいただいて、農業委員の業務についてお話をさせていただきたいと思っております。ちょっと長くなりますので、座って説明させていただきます。2期目、3期目の委員さんにとっては十分理解されてですね、頭の中に入っていることばかりで、少し退屈な時間になることかと思っておりますが復習の意味ですね、おつきあいをお願いします。農業委員、推進委員の業務として非常に重要な業務というか、農業委員さんの業務に重要か重要でないかという区別は出来ないのですが、関わった件数とか時間とかでの頻度で申しますとこれからお話す3点が主な仕事の内容になるかと思っております。まず1点目が、これも局長の方から話があったんですけども、農地法の第3条4条5条の審査業務です。では3条4条5条が何か、これも局長の方からさわりがあったんですけども、もう簡単に言うと、農地として利用するための権利移動。これが3条ですね。これはきちんと農地法、農地として活用するということが目的として、サラリーマンや非農家は原則ですね、農地は持てないことになっております。それから、詳しくはですね後で担当の方からそれぞれの審議の時に詳しく説明をしますので、簡単に申し上げます。次に4条5条ですけども、どちらも4条5条転用関係です。農地に家を建てたり駐車場にする場合の届出が4条5条になります。4条5条の違いは何かというと、4条が所有者が自分ですね、自分の土地に家を建てたり駐車場にする時が4条。違いはそこだけです。5条はそれ以外というか、農地の所有者以外の方が農地を買って、購入してですね、家を建てたり、借りて家を建てたり駐車場にするのが5条。4条5条の違いはそこです。この農地法3条4条5条はこれから毎月出てきます。今日もこの後出てきますけども、3つだけは今日覚えてください。お願いします。3条4条5条。簡単に説明すれば、農地法3条4条5条は以上でございます。次に2番目にですね、農業委員、推進委員さん、取り扱い件数としては一番大きいものになります。何かというと、農地の集積。農地の貸し借りですね。これは農業委員さんの業務の件数としては一番大きい件数になります。この農地の貸し借りのお手伝いをする仕事になります。これまでは農業委員さん推進委員さんのご努力で市単独の借り手助成金制度等で松浦市は他市と比べて集積関係は進んでいる状況でありますから、年々厳しい状況になってきております。そこで、農業委員推進委員さんをお願いしたいのは、必ず今年中に契約期間の満了となる申し出がありますので、その時期になりますと事務局から貸し手借り手とプラス農業委員推進委員さんに、今年の何月で契約が満了しますのでどうしますかという連絡が必ず事務局からありますので、連絡があった時に、貸し手借り手と話をつけてですね、確実に契約の更新をしてもらうような話を進めてもらいたいというふうに思っております。どうしても困難な場合はですね、新たに借り手を探してもらうという作業も増えてきますので、極力今の契約を更新してもらうような努力をしていただきたいと思いますと考えております。これが2点目ですね。3点目、最後でございますけども、これは農地のパトロールですね。これも重要な任務の一つとなっております。農地パトロールは年に1回、全市を全部の農業委員さん推進委員さんで農地パトロールというのが年に1回ございますけども、それ以外にですね、日頃から自分の担当地区内を把握しておくというのが非常に大事になってきます。無断

で自分の担当地区内にですね、無断転用が無いが、どこどこの誰々さんの農地が非農家している等々ですね、こまめに日頃から干渉していただくというふうな持論になると思います。以上、私から簡単に説明しましたが、3つ重要な業務としてですね、取り扱う業務として非常に大きなものからお話をしましたけども以上3点が重要と思います。他にですね農業者年金の加入推進、それから全国農業新聞の普及活動、農業委員会だよりの発行、農地のあっせん、最近はないですけども市長に対する、昔は建議って言ったですけども今は意見書ですね。意見書の提出なども挙げれば数多くありますけども、それらは出てきた時にその都度勉強していただければ結構だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。以上、私から簡単にですね、農業委員の業務について説明をいたしましたけどもこれから3年間ございますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

議長

それでは、早速日程の方へ、議題の方へ入っていききたいと思います。

3番目の議事録署名人でございますけども、3番の佐次川委員、4番の益本委員にお願いをします。

4番の各種報告に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

皆さんこんにちは。私の方から各種報告を説明させていただきます。総会資料1ページをご覧ください。

初めに、農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約です。3件ございます。貸人、 氏、借人、 氏です。鷹島町三里免字迎野 番が、平成27年12月20日から令和3年12月19日までの6年の賃貸借契約となっていました。貸人の都合による解約になります。次に、貸人、 氏、借人、 氏です。鷹島町三里免字迎野 番が、平成27年12月20日から令和3年12月19日までの6年の賃貸借契約となっていました。貸人の都合による解約になります。次に、貸人、 氏、借人、 氏です。志佐町里免字三十六 番、 番、 番の3筆が平成28年7月10日から令和8年7月19日までの10年の賃貸借契約でしたが、 氏が 氏に農地を売り払いたいとの理由での貸人都合による解約となります。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続についてでございます。被相続人は、 氏、相続人は、 氏です。お二人は親子関係になります。農地の所在は、志佐町浦免字大浜 番から志佐町浦免字出口 番までの田7筆、畑3筆、計10筆で合計面積8,927平米です。被相続人 氏は、平成28年2月25日に死亡されており、令和3年3月22日に相続登記が完了したということで、相続人から令和3年4月9日に届出がされたもので、同日受け付けております。

事務局 次に申請事件の処理状況です。（以下、資料の読み上げ）

農地法関係

令和3年3月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5			発電用施設用地	1,360 m ²	R3.4.15許可
			駐車場用地	571 m ²	R3.4.15許可
			一般個人住宅 進入路	450 m ²	R3.4.15許可
			撮影所 進入路	321 m ²	R3.4.15許可
			工事用仮設施設用地	1,584 m ²	R3.4.13進達中

事務局 次に提案事件の集計表です。（以下、資料の読み上げ）

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	3	2,288 m ²	2,606 m ²	4,894 m ²
第5条	一般個人住宅	1		271 m ²	271 m ²
	農家住宅	1		840.96 m ²	840.96 m ²
計		5	2,288 m ²	3,717.96 m ²	6,005.96 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		11	19,242 m ²	2,884 m ²	22,126 m ²
	賃借権	10	16,857 m ²	2,884 m ²	19,741 m ²
	使用貸借	1	2,385 m ²		2,385 m ²
計		11	19,242 m ²	2,884 m ²	22,126 m ²

承認関係

内容	筆数	面		
		田	畑	積
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	1		1,492 m ²	1,492 m ²
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の決定について		/		
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について				
農地利用の最適化に係る指針(案)について				

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問がある方は、挙手をお願いします。なお、質問や意見等で発言される場合必ず議席番号と氏名を述べて発言されるようお願いをいたします。何かありませんか。

(意見なし)

議 長 意見がないようですので、各種報告については承認したいと思います。よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 ありがとうございます。
付議事項に入ります。議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

議案は4ページとなります。まずですね、農地法第3条では、農地の貸し借りや売買をする場合に、農地法に基づきまして農業委員会の許可を受ける必要があると規定されています。この許可がなければ登記が行えませんので、仮にですね個人間で売買などをされたとしても所有権移転の効力が生じません。本議案につきましては、この規定に基づき許可申請書が提出された案件でございます。

許可の基準なんですけれども、まず本日お配りした左上をホチキスで留めてる3枚の資料があると思うんですが、その資料1をご覧ください。農地法3条の許可基準と書いてあるものでございます。この基準なんですけれども、これは農地法第3条第2項に記載がございまして、まず一つ目ですけれども全部効率利用要件でございまして、申請者や世帯員等がすでに所有している農地とこれから権利を取得する農地を、これら全てをですね、効率的に利用して全部耕作すると認められることという内容です。二つ目はこれは申請者が法人の場合なんです、法人の場合にこの要件を満たすものであることということでありまして、それから三つ目ですけれども農作業常時従事要件でありまして、申請者や世帯員が年間150日以上農業に従事すること。それから四つ目。下限面積要件でありまして、取得後の経営農地面積が50アール、5反以上あるということ。そして最後、五つ目は地域との調和要件となっております。これは地域ですね水田等の水管理、こういったものに協力するとか、地域で一体的に防除作業を行う時には一緒に行うとか、それぞれの地域の営農にですね、皆さん一緒になって取り組んでいこうと、そういうところでございまして、これらの要件を満たすかどうかというところで許可若しくは不許可というそういったところにつきまして、この総会の中でご審議いただくこととなります。

それでは、申請のあったそれぞれの議案について説明をさせていただきます。

まず、事件番号1です。譲渡人は山口市大内長野■■番地■、■■■■氏、譲受人は志佐町白浜免■■番地、■■■■氏でございます。対象農地は、志佐町白浜

免字平畝町■■■番、地目は畑、面積430㎡ほか1筆でありまして申請事由は、双方の合意に基づく経営規模拡大のための売買による所有権移転の許可申請であります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が9,083㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間150日となっております。以上によりまして農地法第3条第2項各号に該当しないため、こういったそれぞれの要件が満たすというところで問題がないものと考えております。

それから事件番号2番です。譲渡人は御厨町木場免■■■番地、■■■氏、譲受人は佐世保市重尾町■■■番地、■■■氏です。対象農地は、御厨町横久保免字後ノ久保■■■番、地目が畑、面積は1,558㎡で、申請事由は双方の合意に基づく経営規模拡大のための売買による所有権移転の許可申請であります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が19,069㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

最後、事件番号3番です。譲渡人は佐世保市大野町■■■番地、■■■氏、譲受人は御厨町中野免■■■番地、■■■氏です。対象農地は、御厨町中野免字久保田■■■番、地目は田、面積が446㎡ほか1筆で、申請事由は、双方の合意に基づく経営規模拡大のための贈与による所有権移転の許可申請であります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が9,622㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件のすべてを満たすと考えます。議案は以上となりますけれども、本来であればそれぞれの地区を委員の方からご意見をいただくところなんですけれども、本日は地元委員の柿山委員、それから濱崎委員が欠席をされております。ですので、それぞれの委員の方からこの申請につきましてははですね、問題はないとの確認を受けておりますので、まずもって報告をさせていただきます。以上、3件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員が欠席ということですね、事務局の方から地元委員の意見を聞いたうえで報告をしております。1番について、ご質問等がある方については挙手をお願いします。何かございませんか。

農業委員 18番農業委員の吉原です。すいません。事件番号1番について反対とか何とかじゃないんですが、この農業従事者1名というのは、事務局はどのようにご報告を受けておられるのでしょうか。

事務局 窓口に申請書を持って来ていただいた時点でですね、本人さんと面談を行いまして、それで確認をした次第であります。

農業委員 ■■■のことですかね。（吉原委員）

事務局 そうです。はい、失礼しました。■■■さんご本人さんのことです。

農業委員 なかなか大変でしょうけれども頑張って■■■■の方と農業の方と両方両立して
いただきたいと思います。（吉原委員）

議長 はい、よろしいですかね。

（意見なし）

議長 意見もないようですので、次、事件番号2番について。

農業委員 18番吉原です。これについて地元の委員さんに説明をいただきかけたんです
けれども、事務局は聞き取りされておられると思いますので、内容の説明をお願い
いたします。

事務局 事件番号2番でよろしいでしょうか。■■■■さんが元々松浦市出身の方、御
厨町出身の方で現在佐世保市に住んでらっしゃるんですけども、自宅から50メー
トルほどの畑なんですけれども将来的に松浦市の方に、あと2、3年で定年退職を
されるということで、現在週末とかに帰ってきて作業をされているそうです。ご
実家の方にもお母さまも元気でいらっしゃるということで、お母さまも含めてお
二人でずっと農業を営んでらっしゃる。そうことで先々2、3年先に定年退職をし
て本格的に松浦の方でまた農業をやろうというそうことも考えてらっしゃるの
で、3条の要件ですね、これを全て満たしているというふうに判断をしました。

農業委員 はい、わかりました。（吉原委員）

農業委員 7番の武部文男です。農地法3条のですね、規定の下限面積ですね、50アール
以上ということは、経営面積、農業者であるということでしょうけれども、これは
借地であってもいいという訳ですよ。

事務局 はい。自作地に加えて借地であっても実際に耕作の権利がある農地全てを含
めて50アール以上という判断です。

農業委員 はい。ありがとうございます。（武部委員）

議長 他にご意見等は何かございませんかね。

（意見なし）

議長 無いようですので、事件番号3番について。何かございませんかね。

推進委員 推進委員3番の岩木です。この3条の手続きで、無償ということですので、こ
れで通じる訳ですよ。お互いに。

事務局 そうですね。贈与というところもあるので。はい。

推進委員 他に手続き上は無償の場合も有償の場合も同じ。（岩木委員）

事務局 はい。おっしゃる通りです。

推進委員 ありがとうございます。（岩木委員）

議 長 ほかにございませんか。

（意見なし）

議 長 無いようですので、特に問題は無いようですので、許可相当の意見を付して進達することといたします。よろじますか。

委 員 はい。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、5ページ議案第24号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第24号農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明をさせていただきます。議案の5ページとなっております。まず、農地の転用でございますけれども、先ほど会長それから事務局長の方からも触れられましたけれども、農地法4条と5条によります申請に分かれておるところでございます。4条につきましては、自分の農地を農地以外のものに転用する場合、それから5条は権利の移転、設定、売買とかで所有権移転をしたり、若しくは他の人の農地を借りて貸借権を設定して行う場合であります。次の許可の基準について説明をさせていただきたいと思っておりますので、本日お配りした農地転用申請の許可基準を資料の2と書いてあるものをご覧いただきたいと思っております。まず、基準としまして大きく立地基準と一般基準の2つに分かれております。簡単に言いますと立地基準につきましては、転用したい農地、これが、転用可能な場所にあるかどうか、これを判断するものです。ですので転用したいと考えた農地がどこにあるかによって変わってきますので、全部が全部転用できるという訳ではございません。次に、一般基準ですけれども、転用行為、これが確実に行われるかどうかを判断するものでありまして、例えば資金がちゃんとあるのか、ですね、転用計画が明確か、それから転用面積、これが適正か、そういったものを総合的に判断をするようになります。この一般基準の中でなんですけれども特に注意する点が、被害防除措置の妥当性です。資料の裏側の下の方にあると思うんですけど、特に周辺に農地がある場合、こういった時に土砂の流出がないか、それから農業用水、それから排水に影響ないか、それから転用によって周辺への営農に影響がないか、日照の妨げにならないかとかですね、風通

しとかそういったものに影響がないか、そういったものを審査するものであります。こういったものにつきましては、書類審査では分からない点になりますので、総会前の現地調査の際に、月当番の農業委員さん、それから地元の委員さん、それと事務局とで現地確認を行って確認をしているというところであり、以上の2つの基準によってですね、申請のあった内容、これが許可をして良いものかどうか、そういったものをご審議いただくこととなります。それでは、具体的な内容に入らせていただきます。まず事件番号1番です。まずは資料をですね、現地の位置図を34から35ページ、それから字図、配置図、建物の立面図を36から38ページに添付しておりますので適宜ご覧いただければと思います。譲受人ですけれども、志佐町浦免■■■■番地■■■■氏、それから■■■■氏、譲渡人は伊万里市大川内町丙■■■■番地■■■■氏であります。申請地は、松浦市役所から東へ約350メートルの所にありまして、所在地は志佐町里免字辻ノ尾台■■■■番■■■■、地目が畑、面積が271㎡で、売買による所有権の移転を行います。転用の目的は、一般個人住宅であります。農地区分、まず立地基準の部分なんですけれども、農地の区分は、都市計画法の用途地域内にある農地のため第3種農地に分類され、こちらについては原則許可となるものであります。続きまして、土地利用計画につきましては、資料の37ページをご覧ください。現状のまま利用し、住宅と駐車場を整備はなされます。排水に関しては、雨水は西側の市道側溝へ自然流下、それから汚水と生活雑排水は下水へ接続をいたします。最後に、融資証明によりまして資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われるものと考えております。それでは事件番号2番に移ります。まず、現地の位置図を34と39ページに、それから字図、配置図、建物の平面図を40から42ページに添付しております。すいません、配置図なんですけれども、一部計画の変更があっておりまして、本日お配りをしたA3の差し替えの分をご覧いただければと思います。よろしくお願ひいたします。内容説明させていただきます。譲受人は志佐町里免■■■■番地■■■■氏、譲渡人は志佐町田ノ平免■■■■番地■■■■氏であります。申請地は、松浦市役所から南東へおよそ6.5キロメートル、田ノ平公民館の近くなんですけれども、所在地は志佐町田ノ平免字田ノ平■■■■番■■■■、地目が畑、面積は840.96㎡で使用貸借されることとなっております。なお、議案に台帳面積1,051㎡と記載しておりますけれども、今回の申請では、そのうち840.96㎡を転用するものであります。転用の目的は、農家住宅として利用するもので、住宅と農作業場を整備されることとなっております。農地の区分ですが、申請地は令和3年1月28日付けで農用地区域から除外がなされております。10ha未満の小規模団地内にある農地でありますので、第2種農地と判断をしております。この第2種農地についてですが、他の土地を利用できないと認められる場合に許可が可能となっております。本案件につきましては、申請地以外に代替地が見つからなかったとの書面が付いておりますので、これらに基づき許可となるものであります。土地利用計画につきましては、本日お配りした配置図の方をご覧ください。まず細い赤線で囲まれているところが登記簿上の面積を示しております。太い赤線で囲まれた部分が今回の転用申請の範囲となっております。基本的には現状のまま利用をされまして、住宅それから農作業場を整備されます。今回の転用

において残地があるんですけれども、通路も確保されておりますので、この残地についても問題はないのかなという風に判断をしておるところです。それから排水ですけれども、雨水はU字溝側溝側へ自然流下、それから汚水と生活雑排水は浄化槽で処理後にU字溝へ放流をいたします。この放流先なんですけれども、当初の計画では西側に放流する計画となっておったところ、南側へ放流する計画へと変更されましたので本日、差し替えの図面をお配りした次第でございます。この計画変更の理由なんですけれども、現地調査時にですね図面左下の溜枡ありますけれども、この近くにですね、その下の田へと取水口があることが分かりました。この田の所有者は譲渡人なんですけれども、浄化槽処理後とは言え、直接田んぼにですね、処理水が入るのは好ましくないのではないかという意見等もありましたので、これを申請者へ指摘をしまして、最終的に放流先の変更ということで計画の変更がされております。最後に、融資証明によりまして資金計画を確認しておりますので、本事業が確実に行われるものと考えております。以上、2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。まず事件番号1番について。では現地確認に行かれた委員さんをお願いします。

農業委員 皆さんこんにちは。農業委員2番の瀬川でございます。今回、農業委員といたしまして、初めて4月20日の日に現地の立ち合いを行いました。私は初回で明らかに分からなかったんですけれども、今回の調査を農業委員会の職員の皆さんと色々と説明を聞きながら行ってまいりました。そこでですね、先ほど事務局のほうから説明もございましたが、隣接する農地は全然ございませんでした。雨水排水の対策につきましても自然流下、雨水及び生活雑排水は下水接続されるとのことで何ら問題ないものと判断したところでございます。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。続きまして地元委員のご意見をお願いいたします。

推進委員 失礼いたします。末永と言います。私も今回初めてですので、よろしくお願いいたします。先日の4月22日月曜日ですね、現地立ち合いに行っていました。先ほど説明がありましたが、隣接農地等は全然ありません。また、流水措置ですね、公衆用道路、下水道が通っております。雨水は溜枡を取り付けて近くの側溝へ流し、汚水生活排水等は下水道へ接続するそうで何ら問題は無いと判断したところであります。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それでは他の委員さんからご質問等があれば。

農業委員 ちょっといいですか。7番の武部文男です。事件番号2についてですけども。

議 長 すいません。今1番で。

農業委員 事件番号1についても2番についてもいいんですけれども、資金計画が入ってますよね。それについては結局抵当権とか何かを設定する予定はあるんですか。（武部委員）

事務局 住宅ローンの申請段階では、住宅ローンの仮審査が通るかどうかというところまでしか分からないもので、その分での確認はしております。おっしゃるように一般的には抵当権の設定がなされるものかなと思いますけれども。

農業委員 聞いたのは事件番号2についてなんですけれども。（武部委員）

議 長 2番はちょっと待ってください。すいません、今は1番についての…。

農業委員 そうですか。（武部委員）

議 長 1番について現地を確認された委員さん、それから地元委員さんそれぞれ問題ないというご意見ですが、いいですかね。

委 員 はい。

議 長 それでは、1番については問題ないということで承認したいと思います。続きまして、事件番号2番について、現地確認の委員さん。

農業委員 はい。議席番号1、野中でございます。4月の20日、オール農業委員会の会長さんを初め、素晴らしいメンバーにご指導いただきまして、現地の確認に伺いまして、何だと思いつながら、一応事務局の方から訂正があったということで、用排水路に問題があるということで、ご指摘がありましたところ、早速変更の手続きができておりまして、素晴らしいなあと思っております。特段他には私も初めてのことでございますけれども、そういった方々で行っておりまして、自信を持って大丈夫がということで判断しておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。地元委員、鈴立委員さん。

推進委員 推進委員8番の鈴立です。事務局から報告がありましたとおり、現地立ち会いに向かいました。この方は親子関係にありまして、これから後継者として家を守っていくという立場の方でありまして、周りの農地の田んぼ、畑に影響があるようなことはありませんでしたので、何の問題もないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。現地確認の委員さん、地元委員さんそれぞれ問題ないということですが、他にご意見等ございますか。

農業委員 農業委員7番武部です。事件番号2についてですが、田ノ平地区は、都市計画区域外ということで、一応あの接道とかを設けなさいとかいう基準が建築基準法上はないと思うんですが、これは問題ないと思います。あとは親子関係ですね、土地の借り手ですが、子供さんが家を建てるということですが、親父さんの方が担保提供者というような恰好になるんですね。結局そういう意味合いでね、確認等をしたいという意味で質問をしました。以上です。

議 長 事務局の説明はありますか。

農業委員 私の方から確認だけでした。大丈夫ですか。間違ってたら言ってください
(武部委員)

事務局 はい。

議 長 はい。他に。

推進委員 14番志水です。この2番と直接は関係ないんですが、この件に関しては異議はございませんが、浄化槽の件でお伺いしたいんですが、最近新築される家はほとんど浄化槽を取り付けられるんですが、用水路関係に流れると思うんですよ。そういったのは問題ないんでしょうか。市道とか何とかが問題ないんでしょうか。

事務局 農地の転用に伴う場合で、おっしゃるように基本的には排水路に流してもらうようにしてるんですが、どうしても農地があるところによっては、排水路がなくて用水路に。まあ放流先がないってことがあります。そこでそういう事例がありました。そういった場合に、そこしかなかったということもあって、そういう場合はきちんと用水路で水を引いてる田んぼの所有者、耕作者の方にお話しをしてもらって、同意書をちゃんとしていただいてですね、そこまで確認をして転用を行う上では事務処理をしているところです。一般的な転用を伴わないところにつきましては、ちょっと農業委員会の事務局では分かりかねるところであります。以上です。

推進委員 ありがとうございます。(志水委員)

議 長 他にご意見等はございませんでしょうか。

推進委員 ちょっといいですか。推進委員2番の大久保です。関連してですね、事務局の方にちょっとお伺いしたいのは、申請許可が下りてですよ、建物がいつまでに建てなければいけないという決まりをお聞きしたいと思います。

事務局 すいません。ちょっと度忘れしてすみません。すぐにそこは確認して配布させていただきます。

推進委員 推進委員2番の大久保です。先月の委員会の折に、XXXXXXXXXXさんの農地を息子さんが建てる分なんですけども、まだしばらく、ちょっと建てきらんような話があったもので、どうしたものかなと、そこ辺りのことをですねお尋ねしたいと思います。（大久保委員）

事務局 一応、原則として許可が下りてですね、3カ月以内に着工しなさいよっていう決まりがありまして、許可が下りて基本的には1年以内に完了してくださいという扱いになっております。それに伴って転用の許可後3カ月の時点で途中経過、3カ月の時点で完了しなければ途中経過の報告を出していただきます。その後完了すれば完了報告。許可が下りて1年以内に完了しなければ1年毎に途中経過の報告をしていただいて、最終的に完了されるまでもちろん確認をするようになっております。

推進委員 最長1年までに完了しなければならないということですね。（大久保委員）

事務局 原則1年以内の完了なんですけれども、おっしゃったように色々な事情とかによって、1年超えてしまう場合もあると思うんですけれど、そういった時には、その都度その都度状況報告をいただいているところであります。

推進委員 わかりました。ありがとうございます。（大久保委員）

議長 他にございませんか。

(意見なし)

議長 ないようですので、ご意見がなければですね、事件番号1番2番については許可相当の意見を付して進達することといたします

続きまして、議案第25号に移ります。農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料の6ページをご覧ください。議案第25号です。農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和3年4月28日としております。次の7ページをご覧ください。上から、賃貸借権再設定分、賃貸借権新規分、使用貸借再設定分の各筆明細がございまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。以上でございます

議長 議案第25号について、ご質問ご意見等はございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見はないようですけども。いいですかね。

委 員 はい。

議 長 それでは、令和3年度農用地利用集積計画の決定について承認することといたします。公告予定日を令和3年4月28日、以上で決定することにいたします。よろしいですかね。

委 員 はい。

議 長 はい、ありがとうございます。

 続きまして、議案第26号農用地利用集積計画の決定について、これは農業委員さん分でありますので、退席をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第26号でございますが、今ご退席いただいた瀬川委員さんが事件本人ということで、農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

 議案第26号に入ります。農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日は令和3年4月28日でございます。11ページをご覧ください。各筆賃貸借再設定分について明記してございます。先ほど申しました瀬川靖典委員さんの分でございます。ご確認をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。皆さんからご意見等がございましたらお願いします。はい。ご意見等はないということですので、議案第26号農用地利用集積計画の計画書を公告予定の令和3年4月28日で決定することにご異議ございませんか。

委 員 はい。

議 長 はい、ありがとうございます。

 議案第27号、荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第27号、荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定について説明をさせていただきます。議案は14ページでござ

ざいます。このあとスライドを見ていただきながら、進めたいと思います。荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてとはですけれども、対象農地が農地法に定義をされる農地に該当するかどうかを判断しまして、農地に該当しない場合は非農地通知を交付するものであります。農地とは何かと言いますと、耕作の目的に利用される土地です。耕作とは何かと言うと、肥培管理をして作物を栽培することであり、作物を栽培していなくても耕作しようとするればいつでも耕作できる休耕地、これも農地に含まれます。農地かどうかの判断は、簡単に言いますと長年耕作されず山林化をして農業用機械等で簡単には農地に戻らないような土地、こういったものを非農地と判断いたします。

事件番号1番です。スライドを合わせてご覧ください。申出人は、星鹿町青島免■■■番地、■■■■氏で、土地の所在は星鹿町青島免字上畑■■■番、台帳地目が畑、面積が1,492平米の一筆です。この件に関しまして4月の22日に地元委員の増山委員さんと事務局とで現地の調査を行いました。現場は青島の南側にありまして、15年以上前から耕作をされていないとの申し出がありました。これが現場の写真です。現地調査を行った結果なんですけれども、管理されている形跡がございました。数字の1から5まで附番していますが、それぞれの方向から撮った写真が順番に5枚あります。これは車両が通ったような跡がありましたけれども現地はこのような感じでありました。このように多少草が生えている程度でありまして、表面に小石等はあるものの表土の方もしっかりありまして、結果的には農地への復旧が容易であるという状況でありました。表面の草を足で退かした感じの写真なんですけれども、綺麗な状態でありました。小石が少しある程度で猪が掘り起こしたところが所々あるんですけれども、こういう表土でありました。広く確認した写真もございます。こういった状況でありましたので、申請地につきましては、十分に農地として利用ができると判断をしたところでありまして、従いまして、本申し出の可否につきましては、否が妥当であると考えております。以上ご審議をお願いいたします。

議 長 今事務局から説明がございました内容でですね、これは少し手を加えれば農地に戻るんじゃないというような判断をしております。皆様のご意見をお伺いいたします。今回は地元委員さんのご意見をお願いします。

推進委員 6番推進委員の増山です。事務局の方がおっしゃられましたけども、私も表土が残っており、花木もみうけられませんでしたので、すぐにでも機械を入れれば農地に戻るかと思われまして。以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。他に何かございせんか。

推進委員 10番の瀬川です。申請された方の南さんが、これは農地として使えますかということで申請されたんですか。

事務局 そうですね。おっしゃるとおりです。農地なのかどうかと判断するという
ことです。

推進委員 農地と農地じゃないってどういうことですか。（瀬川委員）

事務局 農地になりますと、農地法上の規制が対象になりまして、先ほどの3条の
農地を売買したりするときには、農地法3条の許可が必要ですし、転用して
家を建てたりとか別のことに使いたいときには、そういう転用の許可がいっ
たりとか全てにおいて農地法とか関連する法律による制限があります。非農
地になりますと、農地法でいう農地には当たらなくなりますので、極端な
話、自由に売買できたりとか、自由に農地以外のもので使ったりとかそうい
ったことができるということなんです。

議 長 他にございませんか。

推進委員 推進委員12番の渡口です。現在の土地の状況ということでありましてけれど
も15年以上も使用していないということだったら、木とか何とか生えると思
うんですけども、見た感じ生えていないということであれば1年に1回くら
い草払いとかしてあるんじゃないかと思うんで、まあそういうことで、農地
としてやっていけると私は思いますけど。以上です。

議 長 ありがとうございます。

農業委員 18番吉原です。不可が妥当だと思います。この状況を見ますと、いつでも
農地として使えますので、この件については不可が妥当だと私は思います。

議 長 はい。ありがとうございます。皆さんそれぞれ地元委員含めてですね、
否が妥当じゃないかというご意見でございます。そういうことで、これは非
農地としては認められないということよろしいですかね。

委 員 はい。

議 長 はい。ありがとうございます。
それでは議案第28号に移ります。令和2年度の目標及びその達成に向けた
活動の点検・評価（案）の決定についてを議題といたします。事務局の説明
をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第28号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点
検・評価（案）の決定についてを説明いたします。座って説明させていただ
きます。資料は15ページからになります。こちらにつきましては、6月の総
会で改めて決定させていただきます。今後の予定といたしまして、1カ月
間、農業委員会の窓口及びホームページでこの計画案を公表いたします。そ

の間、農家の皆様からご意見を募るようにしています。その意見等が出るのが1か月後の5月末くらいになりますので、この決定については、改めて6月の農業委員会総会でお諮りをしたいと考えておりますので、今回はおおまかなところについてご説明させていただきます。17ページをご覧ください。まず、農地集積については、目標783ヘクタールに対して実績が727ヘクタールなので、達成状況が92.84パーセントでした。18ページには、新規参入目標1経営体に対して実績が1経営体で100パーセントの達成状況でした。19ページには、遊休農地解消の措置について管内の農地面積に対し、遊休農地が2.5ヘクタールで0.12パーセントとなり、元年度からすると若干減っています。令和2年度の目標1.1ヘクタールに対して1.3ヘクタールの解消実績でした。違反転用の適正な対応につきましては、福島町の〇の0.1ヘクタールを追認処理しております。その他については記載のとおりでございます。この案を1か月間公表いたしまして、最終的に6月の定例総会で決定することになりますので、今回はこの活動の点検評価案を公表することについての決定をしていただきたいと思います。ご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 はい、事務局の説明が終わりました。一応これは、今事務局の説明があったとおり6月に決定をするということですから、農業委員、推進委員の皆さまには案を見ていただいてですね、もうちょっとこうした方がいいんじゃないかというご意見があればですね、事務局に申しさせていただくということで、一応これを見ていただくということで、承認を決定したいと思います。一応6月の総会で決定するというご承認いただけますかね。

委 員 はい。

議 長 はい。ありがとうございます。
議案第29号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは引き続き議案第29号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画、案の決定についてを説明いたします。これも28号議案と同じく6月の総会で改めて決定させていただきますので、今回はおおまかなところについて説明いたします。26ページをご覧ください。担い手への農地集積関係については、新規での農地集積20ヘクタール増やす計画です。その下の新規参入については、1経営体の増を目標としています。27ページをご覧ください。遊休農地面積は、現在2.5ヘクタールありますが、できれば年間に0.5ヘクタール解消していきながら減らしていきたいと考えております。その他については、記載のとおりでございます。こちらも28号議案と同じくこの案を1か月間公表いたしまして、最終的に6月の定例総会で決定することになりますので、今回はこの活動計画案を公表することについての決定をして

いただきたいと思います。ご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 はい。事務局の説明が終わりました。只今説明があったとおり、議案28号と同様に6月の総会で決定をしたいということの案でございますので、一応これでよろしいかということの中身はみていただいでですね、6月の総会で決定するという事になっておりますので、もし意見等があればですね、それぞれ前もって事務局の方に相談されて、意見を言われてですね、6月の総会では決定をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。議案第29号については、よろしいですかね。

委 員 はい。

議 長 はい。ありがとうございます。
議案第30号、農地利用の最適化に係る指針（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第30号、農地利用の最適化に係る指針についてを説明いたします。資料は28ページなります。このことにつきましては、4月1日の初総会、4月7日の研修会の折に案をお示ししておりますので、すでにお目通しいただいていると思います。農業委員会等に関する法律第7条に基づき、松浦市農業委員会の農地等の利用に関する最適化の推進に関する指針を別紙のとおり定めるもので、数値目標に対しての推進方法を定めた内容となっております。この指針が決定されましたら、4月28日にホームページに公表できればと考えております。この指針は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動の実績に応じ毎月の定額報酬に加算される根拠となるものであり、また委員さんの活動の目標となるものであります。まず農地利用の最適化に向けた三つの大きな柱のうちの一つといたしまして、遊休農地の発生の防止、解消があります。具体的には31ページをご覧ください。遊休農地の解消面積といたしましては、平成30年度から令和5年度の末までに割合を0.077パーセントまで落とすとしていこうということにしております。遊休農地はほとんど無い状態にはなっておりますが、どうしても毎年増減がございます。その増減を繰り返しながら令和5年度末までには、2ヘクタールまでに落とすしていければと思っております。次に32ページをご覧ください。二つ目の柱としまして、担い手への農地利用の集積、集約化があります。国は、令和5年度末までに農地中間管理事業を活用して担い手への集積率を80パーセントまで上げていきたいと思いますという目標を掲げています。松浦市は残念ながら農地の受け手となる認定農業者が年々減少している結果にございまして、その集積目標にも到底及ばない訳なんです。今後、農地中間管理事業を活用しながら、現実的な集積目標を立てさせていただきます。農地面積としては現在、2,753ヘクタールですが、今後、山林原野化し、非農地になることも考えて令和5年度末で農地面積を2,615ヘクタールとしております。また、現在の集積面積が730

ヘクタールのところを令和5年度末には800ヘクタールにまでもっていこうという目標に定めさせていただきました。三つ目の柱といたしまして、新規参入の促進があります。新規参入者を増やしていこうということで、平成30年3月から令和6年3月末での計画を挙げさせていただいております。新規参入者として就労の促進も今後考えていかなければならない、もちろん企業参入も考えていかなければならないと思います。地域を守る人をいかに育てるか、人、農地プラン等も含めたところで地域を支えていながら、地域の担い手、新規参入者に農地を集めていきたいと思いますという目標でございます。目標数値は令和5年度末までに個人で9人、年間1人の増の計算でございます。あと法人といたしましては、12法人、年間1、2法人の増と考えております。12法人といたしますと多いように感じますが、集落法人を含めた考え方でありますので、決して無理な数値ではないと考えております。これらの目標体制に向けた推進方法については、指針案にお示ししているところであります。以上、これらを公表することで、委員さんを含めた農業委員会の目標として設定させていただき、ホームページに公表することで自分達の身を引き締め頑張っていこうという趣旨を定める目的の一つとなっております。以上ご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。今事務局から説明がありましたけれども皆様の方からご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。何かご意見ございませんかね。

(意見なし)

議 長 今話がありましたように認定農業者等の数も減ってきて非常に現状の中ではですね非常に厳しい状況でございますけれどもこれでやっていくということで、皆様のこれからの活動、非常に大きなものになってくると思いますので達成のためのご努力をお願いしたいと思います。ご意見等ございませんかね。

農業委員 すみません、少しいいでしょうか農業委員14番の高田良彦です。今年から参加させてもらっておりまして、分からないことがありまして。新規参入の促進について、個人だったり法人だったりというところの目標を掲げておられますけれども具体的にどういった感じでこの人達を集めるような活動をされているかというのをちょっと聞いておきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 まずですね、個人の分の新規参入でございますが、基本的には親元就農って考えた場合は比較的容易であるかと思うのですが、この数値目標に関しましては親元就農以外での独立経営ということでの新規就農を考えておりますので、数値目標としては年間一人ということで設定させていただいております。それと法人の方なんですけど、今現在、現状として8法人

ございますが、残り4法人目標として設定しております。先ほど集落営農法人も可ということで今現在、今福と御厨の木場地区にそれぞれ一つずつ集落営農法人がございます。できればそういったですね各地域の農業者の組織で作った集落営農法人を今後増やしていければということで考えております。このことに関しましては、農業委員会だけではなく農林課のほうとも連携しながら、あと県北振興局とも連携しながら推進していきたいと考えているところです。以上です。

議 長 よろしいですかね。

農業委員 はい。（高田委員）

議 長 新規参入あたりも全国で進んでいるところなどみて、農業受託資金とかですねそういう取り組みもされている自治体もございます。なかなかやっぱり今の松浦市の現状では新規参入の導入は難しいというところであると思いません。

推進委員 推進委員3番の岩木です。今の話の流れで聞きたいんですけども、私自身が認定農業者であるということと地域の、中山間地域の中で、人、農地プランの設定の中身を進めているわけなんですけれども、実際今の担い手さんの高齢化によって先々が不安だというのが現実です。その中でどうかしてその地域を地元をやっていくかというのをやっている訳なんですけれども、結構大変です。大きい土地ならね、中間管理機構を通して募集をかけることもできるだろうけれども半分以上はだめですよ。中山間地域の土地っていうのは、それをあえて維持していくというのはよっぽど何か儲かる作物なり、要するに収支が、農業上の収支がプラスになるような何か作物を、もしくは作物を作って何か軌道に乗るような何かをしていかないとおそらく届かないだろうという予測はしています。ただ守っていく、見ていただけではいけないので、少しずつそういった方面は開拓しながらやろうとはしていますが、何せ素人なんです、そういった面では。物を作ることはできるけれども何を作るかというのはお示しも中々こないし、県北振興局とも話を進めているんですけどもこれといった作物も出てこない。そのあともどうにもならないので、独立産業化も視野に入れるというのを今やってるんですけど、それでまた新規参入者とかですね集落営農とかいうのを先にあるんですけど、それを入れるかどうかは難点でして、もしそういる作物なり何なり何かご指導いただける機関なりそういった方面のも含めて全体的なところでやっぱり協力をいただけないと、何か農村だけでこの話は非常に難しいのではと感じています。それで、いろんな情報等がありましたら、教えていただきたいなと思っております。

議 長 ありがとうございます。今、人、農地プランでも担い手が減ってきていてですね、農地の集積が一人ひとりの負担が増えてきて、受ける人も今おっ

しゃったように中々維持が難しいということで、私も同様な考えを持っております。非常に厳しい状況にあります。今日は説明は無かったんですけども今年度は人、農地プランの策定をですね、することとなっておりますのでこれは今コロナ渦で集落の座談会とか集まりが非常に制限されておりますので進んでおりませんが、これが動き出すとですね、農業委員さん達の果たす役割が非常に大きなものになってきます。地域の農業をこれから10年、15年先を見据えた設計図を作ることですから農業委員さん達も地区の話し合いに入って行って、地域の農地をどう守っていくかというのが、今岩木委員さんおっしゃったようにどういう風に守っていくかというのが非常に重要な課題になりますので。

推進委員 はい（挙手）。推進委員8番の鈴立です。今福に新規就農者として、アスパラを営まれていた方がおられましたけども、今は作付けされていない状況みたいですが、そういう風な方がおられて、税金だけ投入して経営に関して指導がなされたのかなと思ひまして、そこのところをちょっと。

事務局 今の件につきましてはですね、確かに7、8年前、松浦市に新規就農ということで、アイターンで、愛知県の方から来られた方なんですけども、最初積極的にアスパラとブロッコリー含めて生産されてました。結果的には離農されたんですが、離農の理由というのがご本人自身の身体的な理由でございまして、病気の関係でどうしても就農することができなくなったということで、残念ながら今回離農ということになったところです。もちろんこれまでの経営に関する支援につきましては、農林課、農業委員会、県北、JA等々皆さん周りでサポートしながら進めてきたところでございますが、それでも残念ながら身体的な理由で離農されておられます。今現在、その農地は、ハウスも酷い状態になってまして、その辺はある程度農協の職員さんとか農林課の職員等である程度片付けをさせていただいて、実は次にですね、その農地とハウスを借りていただく方がもう、手を挙げていらっしゃる。近々その辺の掘り起こしも挙がってくる予定となっておりますので、農地、ハウスの活用は引き続きされる予定となっております。以上でございます。

議 長 他にご意見等はございませんか。

(意見無し)

議 長 無いようですので、議案第30号、農地利用最適化に係る指針案について、令和3年4月28日ということで決定することといたします。

議 長 以上で本日の付議事項については全日程を終了した訳ですけれども、次に協議事項に入ります。事務局の方からよろしく申し上げます。

事務局

協議事項ということで、その他になりますが、本日は協議事項というのは設けておりません。こちら事務局からの連絡事項ということでいくつか連絡をさせていただきます。

- 【5月定例総会終了後の集積会議について】
- 【掘り起こしの実績報告及び18条6項合意解約の書類について】
- 【活動記録簿について】
- 【全国農業新聞の購読申込みについて】
- 【農業委員等の引継ぎ書について】
- 【人、農地プランについて】
- 【農地中間管理事業のしくみについて】
- 【中間管理事業に関する個別協議について（該当委員のみ）】

議長

次回の農業委員会総会は、5月27日木曜日といたします。（場所 市民ホール）

それでは以上を持ちまして、4月の定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 35 分